

社会資本整備審議会建築分科会建築物等事故・災害対策部会
第6回 昇降機等安全審査WG 議事概要

平成27年3月9日(月)

10:00～12:00

中央合同庁舎3号館4階特別会議室会議室

【出席者】

委員 : 藤田主査、青木委員、大谷委員、鎌田委員、中里委員
国土交通省 : 木下課長、脇山室長、今村専門官、石井補佐、山本係長
ヒアリング対象 : 下秋専務、宮田部長 ((一社) 日本エレベーター協会)
※ 梅崎委員、山海委員はご欠席

1. 第6回の議事

(1) 報告書(案)について

2. 議事に係るご意見

(1) 報告書（案）について

<事務局より>

前回のWGでも議論があった調速機・非常止め装置・緩衝器の審査については、大臣認定を原則としたうえで、規格を引用する仕組みを設ける案を提示させていただきたい。またこれに伴い、型式適合認定や第三者評価の枠組みに関する記載も落とす形で整理させていただきたい。

- JIS規格については第三者認証を必要なものとするのか。
⇒第三者認証を必須のものとする。
- その場合、試験を認証機関が実施するわけではなく、試験の立会いでもよしとすることによいか。
⇒そのような制度設計にするよう検討する予定。
- 現行、ソフトウェアを組み込んだ安全装置も製品化されつつあるので、国土交通大臣認定を早急に発出できる体制を整えていただきたい。
⇒準備行為として認定の発出が早急にできるよう、検討する。
- JIS認証による制度の構築はどの程度の期間を考えているのか。
⇒政令公布後2年がメルクマールになると考えられる。それまでにJIS認証が取得できなければ、基本的には国土交通大臣認定で対応することとなる。
- エレベーター協会さんのTSの状況はどのようになっているのか。
⇒平成29年12月をめぐりに安全に関するJISの作成を検討している。その後ISOとの整合が必要であれば、そのタイミングで再度検証をする必要がある。
- 現行運用されている自主認証の活用についても配慮いただきたい。
⇒明確に報告書に記載するのは難しいが、認定・認証の運用の中で活用を検討する。
- JISの認証機関が出てきた場合、評価のレベル・評価員のレベルの統一などは考えるのか。(中里委員)
⇒所管大臣の問題があるが、認証機関同士の公平性・平等性は担保する。
- 作業員の安全に関しても、最後のまとめに記載をすべきではないか。
⇒何らかの修正を検討する。

(2) 今後について

○本日のご意見を踏まえて報告書（案）を修正させていただいた後、早々に意見照会をさせていただく予定。その後、大きな修正がなければ、主査一任で案としての了承をいただく形にし、部会に報告したうえでセットさせていただく形とする。